(趣旨)

第1条 学位規則(平成3年文部省令第27号)第13条の規定に基づき、北海道医療大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

- 第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、 かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確 認」という。)された者に授与するものとする。

(学位論文の提出)

- 第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願 (別紙様式第4)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及 び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書(別紙様式第5)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。
- 4 論文審査料については、別に定める。
- 5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。 (学位論文の受理)
- 第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会 に付託する。

(審査委員会)

- 第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、研究科委員の中から3 名以上の審査委員(主査1名、副査2名以上)を選出して、審査委員会を設ける。
- 2 主査は、学位論文の審査を願い出た者の指導教授とする。ただし、第5条第2項の規定による場合の主査は、当該論文に最も関連する研究分野の研究科委員から選出する。
- 3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。
 - (1) 他の研究科担当の教員等
 - (2) 他の大学院又は研究所等の教員等

(審査、最終試験及び学力の確認)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。
- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。
- 3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。
- 4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科 委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

- 第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が 受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由が あるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。 (審査委員会の報告)
- 第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、 最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会 に文書で報告するものとする。
- 2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

- 第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。
- 2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3 分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものと する。

(学士の学位の授与)

第13条 学長は、第2条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式1)を授与し、学士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表 するものとする。ただし、学位を授与される前に印刷公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。 この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「医療福祉学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「言語聴覚学」とする。 (学位の名称使用)
- 第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものと する

(学位授与の取消し)

- 第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
- 2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

- 第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。
- 2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成4年3月13日から施行する。
- 2 東日本学園大学大学院学位規程(昭和59年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年6月1日から適用する。

別表

【省略】

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱細則

- 第2条 学位規程第5条第1項の規定により、修士(生命薬科学)の学位論文の審査を受けようとする 者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知 する。
 - (1) 学位論文審査願(様式1)
 (2) 学位論文(様式4)
 (3) 論文要旨(様式5)
 (4) その他必要な参考資料
 (5) 履歴書(様式7)
 1通
- 第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。
- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

- 第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士(薬学)の学位論文の審査を受けようとする者は、 次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月 (4月)当該学生に通知する。
 - (1)学位論文審査願(様式1)1通(2)学位論文(様式4)4部(3)学位論文要旨(様式5)17部(4)論文目録(様式6)4部
 - (4) 編文日録(様式6)
 4部

 (5) 学位論文の基礎となる報文
 4部

 (6) 同上報文の共著者承諾書(様式8)
 1通

 (7) 履歴書(様式7)
 1通

 (8) 論文審査料
 50,000円
- 2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。
 - (1) 1報以上は第1著者であること。
 - (2) (1) の1報以上は英語の報文であること。
- 3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。
- 第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。
- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月(9月)中に完了するものとする。
- 第6条 博士課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教授がその研究の指導を終了した と認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)は、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教授がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士課程に5年以上在学した者
- (2) 学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者
- 3 免除の期間は、在学年数に算入する。
- 4 免除の期間は、2年を超えることができない。なお、免除の期間を含めて博士課程の通算在学期間が8年を超えることができない。
- 5 第1項の適用を受けた者は、その開始日から起算して2年以内に学位論文審査を終了しなければならない。
- 6 免除期間内に学位を取得できなかった者は、免除の開始時において退学したものとする。 第3章 論文博士学位論文取扱細則
- 第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士(薬学) (以下「論文博士」という。)の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学薬学部研究生(在籍1年以上)で専ら研究に従事し、かつ、大学又はこれと同等と認める研究機関において、次の研究歴を有する者でなければならない。
 - (1) 6年制理科系大学を卒業後または理科系大学の修士課程を修了後の研究歴5年以上の者
 - (2) 4年制理科系大学を卒業後の研究歴8年以上の者
 - (3) 前号に該当しない者で研究歴11年以上の者
- 2 前項の大学と同等と認める研究機関は、次のとおりとする。
 - (1) 薬学に関係のある国公立の研究所等の研究機関
 - (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係のある研究所等の研究機関
 - (3) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する国公私立等の病院
 - (4) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する会社
 - (5) その他、研究科委員会が適当と認めた機関
- 3 論文博士の学位を申請する者は、研究科委員会の委員の推薦を得た者でなければならない。
- 第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は、9月(3月)とする。

(1)	学位論文予備審査願(様式2)	1通
(2)	学位論文(様式4)	4 部
(3)	学位論文要旨(様式5)	17部
(4)	論文目録(様式6)	4 部
(5)	学位論文の基礎となる報文	4 部
(6)	同上報文の共著者承諾書 (様式8)	1通
(7)	参考論文	4 部
(8)	履歴書(様式7)	1通
(9)	戸籍抄本	1通
(10)	最終学校卒業証明書	1通
(11)	研究歴証明書(様式9)	1通
(12)	推薦書 (様式10)	1通

(13) 予備審査料 50,000円 (本学専任職員は免除)

- 2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌(日本語の報文にあっては学会誌)に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は2報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。
 - (1) 2報以上は第1著者であること。
 - (2) (1) の1報以上は英語の報文であること。
- 3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。
- 第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員会に 付託する。
- 第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。
- 2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。
- 3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告するものとする。
- 4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。

- 5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。
- 第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、 学長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書(様式3)

1通

(2) 学位論文(様式4)

4 部

(3) 論文審査料

本学専任職員

100,000円

本学学部卒業者、本学修士課程修了者

及び本学修士・博士課程退学者

100,000円

上記以外の者

300,000円

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。
- 3 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

6年制理科系大学を卒業または理科系大学の 修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
4年制理科系大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
11記に該当したい者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認の ための試問

- 4 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終 試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。
- 5 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 6 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 7 学位規程第15条の規定による手続は、3月(9月)中に完了するものとする。

第4章 共通事項

- 第13条 博士の学位を授与されることに決定した場合、1年以内に製本された学位論文(A4版、背表紙付き)4部を、本大学院に提出しなければならない。
- 第14条 この細則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。

附則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成4年3月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則第6条第5項については、平成24年4月1日現在で大学院薬学研究科博士後期課程に在学する者にも適用する。
- 3 従来の薬学専攻博士後期課程を廃止するまでの第3章各条の規定の適用については、従前の細則による。

別表

【省略】